

音響測定隊の編制等の細部に関する達

平成29年10月31日
海上自衛隊達第27号

音響測定隊の編制等に関する訓令（平成27年海上自衛隊訓令第25号）第14条の規定に基づき、音響測定隊の編制等の細部に関する達を次のように定める。

音響測定隊の編制等の細部に関する達

（趣旨）

第1条 この達は、音響測定隊の編制等の細部について必要な事項を定めるものとする。

（測定士）

第2条 クルーに勤務する幹部自衛官（クルー長、副長及び科の長を除く。）は、測定士とする。

2 測定士は、水中の音響の測定、運用及び水測並びにこれらの業務に係る物件の整備に関することについて、測定長を補佐する。

（准海尉等）

第3条 クルーに勤務する准海尉、海曹及び海士は、それぞれ所属する科の長の命を受け、業務に従事する。

（分隊長）

第4条 分隊の長は、分隊長とする。

2 分隊長は、クルー長（音響測定隊の編制等に関する訓令第3条の規定によりクルーが音響測定艦に乗り組んでいる場合にあつては、当該音響測定艦の艦長としてのクルー長をいう。以下同じ。）の命を受け、分隊の規律を維持し、隊員の身上取扱い及び訓育その他の教育訓練を行う。

（分隊士）

第5条 分隊に、分隊士1人以上を置くことができる。

2 分隊士は、幹部自衛官又は准海尉をもって充てる。

3 分隊士は、分隊長を補佐する。

（班）

第6条 分隊は、1以上の班に区分する。

2 班の長は、班長とする。

3 班長は、分隊長の命を受け、班の規律を維持し、班員の身上把握及び訓育その他の教育訓練を行う。

(部署配置表の表示)

第7条 クルー長は、音響測定隊の編制等に関する訓令第13条の規定に基づき定めた乗員の配置を、部署配置表として、同訓令第3条の規定によりクルーが乗り組む音響測定艦の艦内の適宜の場所に表示するものとする。

附 則

1 この達は、平成29年11月1日から施行する。

2～12 (略)

13 自衛艦の艦内の編制等の細部に関する達(昭和47年海上自衛隊達第32号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、測定士」を削る。

別表音響測定艦の項を削る。

14～24 (略)